

令和7年10月10日

組合員の皆さまへ

出資証券不発行(ペーパーレス化)についてのご案内

平素より広島県信用組合をご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、令和7年12月1日より出資証券を不発行(ペーパーレス化)とし、組合員名簿により電子的に一元管理させていただくこととなりました。

組合員の皆さまからお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますので、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りしております「配当金支払通知書(兼領収書・出資金残高通知書)」でお知らせいたしますとともに、組合員の皆さまから出資金残高について照会がありましたら、ご本人であることを確認のうえで、回答させていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一、紛失された場合でも、その旨お届出の必要はなく、出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響はございません。

組合員の皆さまにおかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、ご不明点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口、もしくは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先: 広島県信用組合 総務部

電話番号: 082-242-5586

受付時間: 午前9時~午後5時まで(土・日・祝日を除く)

出資証券不発行（ペーパーレス化）に関するQ & A

Q1. なぜ、出資証券を不発行（ペーパーレス化）にするのですか。

- A1. 出資証券は、通帳や証書と比べ、日頃出し入れすることが少ないものであり、また、長期にわたって保管しなければなりません。そのため、相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際、紛失のお申し出を受けることが非常に多く、証券喪失届等ご提出のご負担をお掛けしております。出資証券を不発行（ペーパーレス化）とすることにより、お手続きが簡素化され、組合員の皆さまのご負担を軽減することができます。

Q2. 出資証券がなくなると、組合に出資したという証拠書類がなくなることになりましたが、出資していることを何かで確認できますか。

- A2. 組合員の皆さまからお預かりした出資金は、電子的に一元管理しておりますので、毎年6月に郵送しております「配当金支払通知書(兼領収書・出資金残高通知書)」でご確認いただくことができます。また、組合員の方が書面での証明書類をご希望の場合には、「残高証明書」(有料)を発行させていただきます。

Q3. 手元にある出資証券はどうすればよいですか。

- A3. お手元の出資証券は、今後は管理が不要な書類となります。そのまま保管いただければ結構です。なお、相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際に窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。

Q4. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。

- A4. 出資証券を紛失された場合のお届け、お手続きの必要はございません。紛失された場合も出資金残高および組合員としての権利等は何ら変わりありませんのでご安心ください。

Q5. 相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際にはどうすればよいのですか。

- A5. 手続きの際には「本人確認書類」と「お届け印」をご持参ください。相続の場合は、別途相続関係書類等が必要となりますので、お取引店までお問い合わせください。

以上